

○山中湖村ホームページへの広告掲載基準

平成 22 年 3 月 31 日

訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、山中湖村有料広告掲載要綱(平成 20 年山中湖村訓令第 13 号。以下「要綱」という。)に基づき山中湖村のホームページ(以下「村ホームページ」という。)への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第 2 条 村ホームページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

(用語)

第 3 条 この基準において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(1) 村ホームページとは、山中湖村が管理し情報を発信するホームページのことをいう。

(2) 「バナー広告」とは、村ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(掲載可能な広告の範囲)

第 4 条 村ホームページに掲載する広告の範囲は、要綱第 3 条に定めるものとする。

(掲載位置及び掲載数)

第 5 条 広告の掲載位置及び掲載数は、村長がその都度定める。

(規格及びデザイン)

第 6 条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 画面表示は、縦は 60 ピクセル以内、横は 150 ピクセルとする。

(2) データの形式は GIF、JPEG、PNG 形式とし、容量は 10 キロバイト以内とする。

2 広告のデザインは、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 村の事業であると誤解されるおそれのあるもの

(2) 村ホームページのイメージを損なうおそれのあるもの

(3) 画像に点滅、自動スクロール、アニメーション等を使用したもの

(4) 前各号に定めるもののほか、村長が適当でないと認めるもの

(掲載料)

第 7 条 広告の掲載料は、下記のとおりとする。

種 類	掲載料 (1 ヶ月)
山中湖村観光課公式ホームページ	10,000 円
絶景くんページ	20,000 円
山中湖村行政公式ホームページ	10,000 円
山中湖交流プラザきららホームページ	10,000 円

(掲載料の割引)

第 8 条 バナー広告主が長期の連続掲載を申し込み、村長が認めた場合は次のとおりとする。ただし、山中湖村行政公式ホームページと山中湖交流プラザきららホームページについては適用しない。

掲載期間	割引率	山中湖村観光課公式ホームページの掲載料 (円/月)	絶景くんページの掲載料 (円/月)
1 か月及び 2 か月	なし	10,000 円	20,000 円
3 か月以上 6 か月未満	5%	9,500 円	19,000 円
6 か月以上 12 か月未満	10%	9,000 円	18,000 円
12 か月	20%	8,000 円	16,000 円

(掲載期間)

第 9 条 広告の掲載期間は、1 ヶ月単位とし 12 ヶ月を限度とする。但し、要綱第 3 条に該当するおそれが生じた場合は、その使用を中止することができる。

(広告掲載の申込み)

第 10 条 村ホームページへの広告掲載希望者は、要綱第 4 号様式に必要書類を添えて申し込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、村長は必要があると認めるときは、広告を随時募集することができる。

(掲載の優先順位)

第 11 条 村ホームページに掲載する広告の優先順位は、要綱第 4 条に定めるものとする。

2 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第 5 条に規定する掲載数を越えるときは、抽選により決定する。

(広告原稿の作成及び費用)

第 12 条 広告主は、広告の原稿を村長が指定する記録媒体等により、村長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 前項に規定する広告の原稿作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載期間の延長)

第 13 条 広告掲載期間内に、村の都合により村ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし閉鎖日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、村が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(その他)

第 14 条 この基準に定めるもののほか、村ホームページへの広告の掲載に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年訓令第 4 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年訓令第 14 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年訓令第 10 号)

この訓令は、公布の日から施行する。